

かどま 九条の会

発行 かどま九条の会
 連絡先: 門真市元町2-24
 (羽生田事務所気付)
 TEL :06-6903-5382
 FAX: 06-6903-5380

第1項 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を 誠実に希求し、
 国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を
 解決する手段としては、永久にこれを放棄する
 第2項 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持
 しない。国の交戦権は、これを認めない。



「九条の会」とは

2004年6月10日、井上ひさしさんや大
 江健三郎さん、小田実さんら9名により
 宗教・政党・考え方の違いを超えて「憲法9条を守ろう」の
 一点で手をつなぎ、「改憲」の企てを阻んでいこうと訴えま
 した。

門真でも2007年7月15日に「かどま九条の会」がつくられ、
 5周年を迎えます。これまで毎年講演会を行い、紙芝居「戦
 争放棄は正義の大道」や文集「門真・戦争の記憶」をつくり、
 9のつく日は宣伝を行っています。あなたも参加しませんか。



「戦争放棄は 正義の大道」

門真で生まれた幣原喜重郎は戦後の大命を受け首相
 に就任しました。幣原は戦争の惨禍と50年の外交経験
 から、日本の歩む道は「戦争放棄」しかないと言明し、マッカー
 サーに提案し、国民には「武器を持たないからといって恐れることは
 ありません。戦争放棄は正義の大道です。世界は必ずこの道につい
 てくるでしょう」と訴え、日本国憲法を提案しました。

憲法前文にもあるように日本国憲法は、アジアでは2,000万人の、日
 本では310万人の尊い命が奪われ、ヒロシマ・ナガサキの原子爆弾の悲
 劇を二度と起こしてはならないという決意から誕生したものです。

今年5月18日の参議
 院本会議で、憲法改悪
 原案などを審議する憲
 法審査会の運営手続き
 を定める審査会規程が、
 賛成多数で可決、制定
 しました。規程の制定
 により、平成19年5月
 に改憲手続きを定めた
 国民投票法が成立して
 から4年を経て、憲法
 改悪原案の審議から国
 民投票の実施までに必
 要な制度がすべて整い
 ました。

世論調査では「憲法
 9条を変えない」とい
 う人たちが多数を占め
 ているにもかかわらず、
 参議院で憲法を変えよ
 うとする議員が多数を
 占め、改憲の道を一步
 進めました。このよう
 な形で次々と手続きが
 進められていくと憲法
 9条が変えられてしま
 います。

国旗・国歌は

国旗・国歌法の時を
 思い出してください。
 当時の小淵首相は「こ
 れが通ったといつて国
 旗・国歌を国民に押し
 付けるものではない」
 といいました。今、学
 校では「法律で決まっ
 ている」と入学式や卒
 業式で強制しています。
 また、大阪府議会では、
 教員を従わせようと強
 引に条例を作りました。
 このように、ひとた
 び法律ができる口約
 束などは反故にされ、
 政府の都合のいいよう
 に解釈されて押し付け
 られてしまうのです。
 憲法9条もしかり、
 今の文言が少しでも変
 えられると、「憲法で
 決まっている」と国連
 の海外派兵やアメリカ
 軍と一緒にやって戦場
 に出て行くようなこと
 になるのは
 必至です。

九条を変える動きがじわじわと

憲法九条を守って 戦争をしない国を!

世界は「憲法九条」を歓迎!

- 1999年 ハーグの平和会議では
 「各国議会は、日本の憲法9条のような戦争を禁止する決議を採択すべきである」
- 2005年 紛争予防国連会議では
 「日本国憲法9条は、アジア太平洋地域全体の集団安全保障の土台となってきた」
- 2006年 バンクーバー世界平和フォーラムでは
 「各国政府は、日本の9条のように、憲法により戦争を放棄すべきである」

裏面に、「かどま九条の会
 「5周年のつどい」を掲載!